0

 \bigcirc

	選挙		公安					公											告			規			I				
衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送	選挙管理委員会告示	駐車監視員資格者講習の実施	公安委員会公告	土地改良事業の認可	土地改良事業の適否決定 (三件)	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	落札者等の公示	告	道路の供用開始 (二件)	土地収用法の規定による事業の認定	漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 (水	児童福祉法の規定による事業の廃止の届出	知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出		引き手が調とよう思いによる事業の序山の届出場が開き者である。	予に管理計画とよう見が言いる。このでは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「管理画とは、「	三名を養なう見ごこう (言語)と表表別に大して行名本のお気の角段(二件)	呆安木の旨官の解余 ハニキン	示	一部を改正する規則	◉香川県土木事務所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の	則	\(\frac{1}{2}\)				江川		
を行うことができる一般放送		九		~ " •	(土地改良課) 八	(県民参画課)	(情報政策課)		(道路保全課) 六	(土木監理課) 五	る事項等の決定 (水産)課)	· "			()	が旨の届出(俊度祈礼終系記)	「日子」、建長国上公安県・一一(おと「代子記) - 一	へかどう呆全果ノーニ		(土木監理課、建築課) 一	手続等を定める香川県規則の		(◎印は、県法規集掲載事項)ペーシ		8			7 年	
L	寺市			同表香川県西讃土木事務所の項中		第一条第二項の表香川県高松土・	改正する。	リ県土		、香川県上下事务斤見川の一水女」		香川県土木事務所規則及び建筑	香川県規則第八十五号		平成十七年八月二十三日	する規則をここに公布する。	香川県土木事務所規則及び建築基準		規則		る規程	●香川海区漁業調整委員会事務局:	海区漁業調整委員会規程	衆議院小選挙区選出議員選挙に!	政治資金規正法の規定による政治	政治資金規正法の規定による政治	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	●個人演説会等を開催することが	事業者等
	に改める。			三豊郡大野原町	観音寺市	の表香川県高松土木事務所の項中「香川郡塩江町」を「高松市」		木事矜所規則(昭和三十八年香川県規則第四十号)の一部を沙のように		Ė		事務所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を		香川県知事・真の鍋の武			所規則及び建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正		, R!			調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正す		区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等	法の規定による政治団体の解散等の届出	法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	治団体の届出	を開催することができる施設として指定した旨の報告 (二件)	
			Γ	を知	_	, に改め、		かのよう	7		j	則の一切		紀			部をか	3	•	_		す			_		_	ن	
				観音	:	めめ		Ē	_		:	₹					유	}							_		0		

香

Ш

県

報

平成十七年八月二十三日

(第九二六三号)

(建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部改正)

第二条 建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則(昭和四十七年香川県規則第四十 五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表四の項中「香川郡のうち塩江町)仲多度郡」を「仲多度郡」に改める。

の改正規定に限る。) 及び第二条の規定は平成十七年九月二十六日から、その他の規定は 同年十月十一日から施行する。 この規則中第一条 (香川県土木事務所規則第一条第二項の表香川県高松土木事務所の項

告 示

とおり保安林の指定を解除する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、次の 香川県告示第五百十三号

平成十七年八月二十三日

香川県知車 武 紀

解除に係る保安林の所在場所

三豊郡詫間町大字大浜字艾乙四三八の二〇、乙四三八の二一、字灘乙四三九の二八、

乙四三九の二九、乙四三九の三

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の

とおり保安林の指定を解除する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 風害の防備

観音寺市柞田町字浜ノ内乙二二八六の七

解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百十五号

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

があった。

平成十七年八月二十三日

香川県知事

武

紀

平成一七、三、一	休止年月日
丁目二四四番地 アラン まン とき介護ステーシ	名称及び所在地 事業所 (施設) の
丁目二四四番地大亀市土器町西四年を主めませた。	事務所の所在地事業者 (開設者)
訪問介護	サービスの種類

香川県告示第五百十六号

指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、

平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

	E	目二番二十三号 切出市駅山町二丁	目二番二十三号 切出市駅山町二丁	t
介護身体障害者居宅	月三十一	・サービス 有限会社坂出ケア	がいます (1) では できます (1) できません できません はんしょう できません はんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	三七000三五
サービスの種類	廃止年月日	所在地東業者の名称及び	所 在 地	番 定事業 号

香川県告示第五百十七号

指定居宅支援事業者を次のとおり指定した 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、

平成十七年八月二十三日

香川県知東 武

紀

有限会社坂出ケア

・サービス

・サービス 有限会社坂出ケア

平成十七年

児童居宅介護

三七0001	番指定事業
	号所在地
有限会社れんげ八 有限会社れんげ八	地 所 在 地 主たる事務所の
八月十二日 日 日	指定年月日
サービス知的障害者デイ	サービスの種類

香川県告示第五百十八号

居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、指定 平成十七年八月二十三日

香川県知事 真 鍋 武

紀

介護	日七月三十一	目二番二十三号 坂出市駒止町二丁	目二番二十三号 坂出市駒止町二丁	六〇三五
知的障害者居宅	平成十七年	有限会社坂出ケア	有限会社坂出ケア	11000年
サービスの種類	廃止年月日	所 在 地事業者の名称及び	所 在 地 事業所の名称及び	番 岩定事業所

香川県告示第五百十九号

宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居

平成十七年八月二十三日

所 在 地
所主事た業
所在地地主たる事務所の事業者の名称及び
州及地のび
廃止年月日
サービスの種類

香川県知事

真

鍋

武

紀

2

目二番二十三号 坂出市駒止町二丁 坂出市駒止町二丁 目二番二十三号 日月三十一

香川県告示第五百二十号

の免許の内容となる事項等を次のように定める。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業

平成十七年八月二十三日

免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 香川県知事

武

紀

漁場の位置及び区域

計画番号区第一号 (かき)

点の位置 漁場の位置 小豆郡池田町大字神浦東側地先

基点A 富士漁港西防波堤基部から海岸沿い西へ七五メートルのところ (ナマ

五石)

- В 神浦墓地南端
- C 富士漁港西防波堤基部から海岸沿い西へ二七五メートルのところ (丘

の窪)

- D 三都港東防波堤突端
- 点 1 AからB見通し線上Aから五〇メートルのところ
- AからB見通し線上Aから二五〇メートルのところ
- **CからD見通し線上Cから二八五メートルのところ**
- **CからD見通し線上Cから八五メートルのところ**

漁業の種類、漁業の名称及び時期 **漁場の区域(イロ、ロハ、ハニ、ニイの四直線に囲まれた区域**

第一種区画漁業

かき垂下さ	名
式 養 殖 業	称
一月一日から十二	時
月三十一日まで	期

香

Ш

県

番指定事

業号所

Ш

制限又は条件

- **栗の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。** 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

地元地区 小豆郡池田町

漁場の位置及び区域

計画番号区第二号 (あさり)

漁場の位置 小豆郡池田町神浦地先

点の位置

基点A 三都港埋立地北端

三都港防波堤突端

三都港埋立地南端

三都港東防波堤突端

AからB見通し線上Aから二〇メートルのところ

AからB見通し線上Aから八〇メートルのところ

CからD見通し線上Cから七○メートルのところ

CからD見通し線上Cから一○メートルのところ

二からイ見通し線上二から一五メートルのところ

八から口見通し線上八から一五メートルのところ

漁場の区域 イロ、ロへ、ヘホ、ホイの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

2

第一種区画漁業

あさり垂下式養殖業	名称
一月一日から十二	時
月三十一日まで	期

3

制限又は条件

- (1) 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第三号 (とりがい)

漁場の位置及び区域

点の位置

漁場の位置

小豆郡池田町吉ヶ浦地先

基点A 吉ヶ浦防砂堤基部

В 吉ヶ浦北消波堤北端

吉ヶ浦北消波堤南端

Aから海岸線沿いに南へ二五メートルのところ

Aから海岸線沿いに南へ一七〇メートルのところ

Bからイ見通し線上Bから五メートルのところ

こから口見通し線上こから五メートルのところ

こから口見通し線上こから五五メートルのところ

Bからイ見通し線上Bから五五メートルのところ

漁場の区域(ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

2

第一種区画漁業

とりがい垂下式養殖業	名称
一月一日から十二	時
月三十一日まで	期

3 制限又は条件

業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事

- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

地元地区 小豆郡池田町

計画番号区第四号 (とりがい)

漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡池田町吉ヶ浦地先

点の位置

基点A(吉ヶ浦漁港B防波堤基部

吉ヶ浦南消波堤南端

吉ヶ浦南消波堤北端

Aから海岸線沿いに北へ八〇メートルのところ

Aから海岸線沿いに北へ一六〇メートルのところ

Bから口見通し線上Bから五メートルのところ

Cからイ見通し線上Cから五メートルのところ

こからイ見通し線上こから三五メートルのところ

Bから口見通し線上Bから五五メートルのところ

漁場の区域(ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

漁業の種類、漁業の名称及び時期

2

第一種区画漁業

とりがい	名
とりがい垂下式養殖業	称
一月一日から十二月三十	時
二月三十一日まで	期

制限又は条件

- **業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。** 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事
- 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない

香

Ш

報

平成十七年八月二十三日

- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- 地元地区 小豆郡池田町

香川県告示第五百二十一号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定により事業の認定をした

ので、次のとおり告示する。

香川県知事

武

紀

平成十七年八月二十三日

起業者の名称

丸亀市

二 事業の種類

丸亀市岡田研修センター 改築事業

Ξ 起業地

1 収用の部分

香川県丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾地内

2 使用の部分

四 事業の認定をした理由

平成十七年七月十四日に丸亀市より申請のあった丸亀市岡田研修センター改築事業 (以

下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

しようとするものであり、土地収用法第三条第三十二号に掲げる事業に該当する。 本件事業は、丸亀市研修センター 条例に基づき設置されている公共施設を移転改築

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

本件事業の起業者である丸亀市は、既に事業に要する経費の財源措置を講じている

ことから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(第九二六三号)

五

事業施行により得られる利益

地域コミュニティの組織づくりを進めているが、 岡田研修センターは、 地域コミュ 広く地区住民に利用されている公共施設である。また、丸亀市は、岡田地区におい ニティの活動拠点としても予定されている施設である。 て、自治会や老人会、婦人会などの地域に所在する各種の団体・協議会が参加した 岡田研修センターは、岡田地区住民の身近な生涯学習・文化活動の拠点として、

となり、施設の移転が余儀なくされることとなった。 このようななか、国道改築事業の施行に伴い岡田研修センター敷地の一部が支障

るものである。 本件事業は、現敷地の隣接地を取得することで、施設の移転先を確保しようとす

ら、事業施行により得られる利益は相当程度高いと認められる。 点を確保することが可能となるもので、その効果は広く地区住民全体に及ぶことか を回復するとともに、現在組織づくりが進められている地域コミュニティの活動拠 本件事業の施行により、岡田地区における生涯学習・文化活動の拠点施設の機能

周辺環境への影響

ることから、周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。 起業地内に移転を要する物件はなく、建設される建物も比較的低層の建築物であ

起業地の選定及びその範囲

限定されていると認められる。 候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。 また、起業地の範囲も、その目的を達成するために必要とされる最小限の規模に 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の

ものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 から に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与する

る事業であり、早急に施行する必要性が高い。 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について 本件事業は、国道改築事業により移転を余儀なくされた公共施設の移転先を確保す

> このため、 本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二

十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

充足すると判断される。 **1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を**

の認定をするものである。 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

丸亀市綾歌市民総合センター 総務課

五

香川県告示第五百二十二号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

九月十三日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二十三日から同年

平成十七年八月二十三日

香川県知事 武 紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路線名 三木津田線 (三十七号)

Ξ 道路の区域

区		
一地先か	さぬき市造田宮西字内間さぬき市造田宮西字内間	区
		間
	二 五 ⁵ 八 四 二	(メートル)敷地の幅員
の更十告一及百川平 一し八示年び四県成 部た号六香平十告十 区で百川成七示年 域変六県十号第香	IIIOO	(メートル) 延 長
•	の更 十告一及百川県 一し八六年 第一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一	

四 供用開始の期日 平成十七年八月二十三日

香川県告示第五百二十三号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月二十三日から同年

九月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路線 名 坂出港線 (十九号)

道路の区域

- 坂出市花町四一五番二一地	坂出市青葉町一一五〇番一	K
一地先まで	一一地先から	間
三 六 五	二七・0	(メートル)敷地の幅員
三〇九		(メートル) 敷地の幅員 延 長
域の一部変更した区	香川県告示	備考

四 供用開始の期日 平成十七年八月二十三日

公 告

香川県公告第四百八十五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

五号) 第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十七年八月二十三日

武

業務の名称 香川県庁舎映像情報システム機器一式

香川県知事 紀

落札決定日 平成十七年八月十日

落札者の氏名及び住所 エヌ・ティ・ティ・リー ス株式会社四国支店 愛媛県松山市

一番町三丁目六番地

落札金額 月額 九〇一、七四〇円

四

五 契約方式 一般競争入札

入札公告日 平成十七年六月二十八日

落札方式 最低価格

担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県

政策部情報政策課総務・エT推進グループ電話番号の八七八三二三一四〇

香川県公告第四百八十六号

活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十月三日まで縦覧 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、特定非営利

平成十七年八月二十三日

香川県知事

武

紀

申請のあった年月日

平成十七年八月三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人国分寺まちづくり協議会

落合 隆夫

綾歌郡国分寺町新居一二九八番地

定款に記載された目的

民の地域活動の支援を図り、 すべての住民が個人単位で気軽に参加できる新たなまちづくりの基本システムとして住 関する事業を行い、活動する住民に対してはまちづくりの実践の場を提供するとともに、 明るく元気な活力に満ちた住みよいまちづくりを推進していくため、まちづくり全般に この法人は、国分寺町の住民が地域振興と相互扶助の精神に基づき、一致団結して、 もって社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

香

Ш

Ш

香川県公告第四百八十七号

良事業を行うことについて平成十七年八月二日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

で縦覧に供する。 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月一日から同月二十一日ま

平成十七年八月二十三日

香川県知事 武 紀

土地改良区名	浦切上也攻急事業(かんがい非人)土地、改、良、事、業、名	
土地改良区坂出市府中町	赤尾地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	農林水産課坂出市環境経済部
土地改良区	中川原地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	"
"	立石地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	<i>II</i>
"	番屋前地区単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	"
n	東梶北地区単独県貴補助土地改良事業(かんがい排水事業)	"

香川県公告第四百八十八号

良事業を行うことについて平成十七年八月三日適当と決定した。 **第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改** 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年九月一日から同月二十一日ま

で縦覧に供する。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 武 紀

"	単独県費補助土地改良事業札場地区	li .
土地改良課高松市産業部	単独県費補助土地改良事業六反地地区	地改良区高松市木太土
縦覧場所	土地改良事業名	土地改良区名

香川県公告第四百八十九号

金法寺池下流地区)を行うことについて平成十七年八月八日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業 (非補助土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同法

まで縦覧に供する。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年九月一日から同月二十一日

平成十七年八月二十三日

香川県公告第四百九十号

香川県知事

武

紀

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 事業を行うことについて平成十七年八月八日認可した。

平成十七年八月二十三日

香川県知事 武 紀

"	11	11	"	豊浜町土地改良区	土地改良区名
単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)新池地区	単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)振落地区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 丸山地区	単独県費補助土地改良事業(ため池護岸改修事業)野々池地区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)山木田池地区	土地改良事業名

公安委員会公告

香川県公安委員会公告第八十号

とおり公示する。 等に関する規則 (平成十六年国家公安委員会規則第二十三号) 第六条の規定に基づき次の 講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を実施するので、確認事務の委託の手続 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する

平成十七年八月二十三日

香川県公安委員会委員長 神 原

博

駐車監視員資格者講習の期日及び場所

期 場 所 日 び同年十月一日 (土曜日) 、同月二十四日 (土曜日)及 平成十七年九月二十三日 (金曜日)、同月二十四日 (土曜日)及 **課運転免許センター** 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許

= 受講定員及び修了考査

修	受
了	講
考	定
查	員
筆記の方法で、	八十名
正誤式問題五十問により行う。	

Ξ 受講手続

集	期手	亞	平
携帯品	期及び納入方法手数料の納入時	受講の申込方法	受講の申込期間
駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具	日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。講習手数料(一万九千円)は、平成十七年九月二十三日の講習初	したもの)をはり付けたもの)一通を直接提出して行うこと。横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、習受講申込書(写真(受講の申込みの日前六月以内に撮影した無四丁目一番一〇号香川県警察本部一階)に、駐車監視員資格者講受講の申込みは、香川県警察本部交通部交通指導課(高松市番町受講の申込みは、香川県警察本部交通部交通指導課(高松市番町	員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。まで (日曜日及び土曜日を除く。) 。ただし、申込人員が受講定平成十七年八月二十三日 (火曜日) から同年九月十二日 (月曜日)

四 その他詳細については、 香川県警察本部交通部交通指導課駐車対策担当 (電話〇八七

> 八三 〇一一〇) に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十号

送の回数を届出候補者の数に応じて次のとおり定める。 できる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放 定により、衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことが 政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克 彦

툿	一人又は二人	居 出 仮 神 者 の 娄	届出奏前針の女	
西日本放送株式会社株式会社瀬戸内海放送	西日本放送株式会社株式会社瀬戸内海放送	一般放送事業者名	テレビジョン	
		回数	放送	
西日本放送株式会社		一般放送事業者名	ラジオ	
_		回数	放送	

香川県選挙管理委員会告示第五十一号

説会等を開催することができる施設として、平成十七年八月十一日次の施設を指定した旨 **公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演**

平成十七年八月二十三日

高松市選挙管理委員会から報告があった。

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

名称	所	在	地
高松市総合体育館第1競技場	高松市福岡町四丁目三六番一号	四丁目	二六番一号
高松市総合体育館第2競技場	高松市福岡町四丁目三六番一号	四丁目	二六番一号
香川)大展示場香川県産業交流センター(サンメッセ	高松市林町二二一 七番地	二一七采	地一

香

Ш

県

Ш

香川)小展示場香川県産業交流センター(サンメッセ|高松市林町二二一七番地一

香川県選挙管理委員会告示第五十二号

土庄町選挙管理委員会から報告があった。 説会等を開催することができる施設として、平成十七年八月十一日次の施設を指定した旨 **公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により個人演**

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

名称	所 在 地
土庄町戸形体育館	小豆郡土庄町甲三四一七番地
土庄町大鐸体育館	小豆郡土庄町肥土山甲一七三五番地
土庄町大部体育館	小豆郡土庄町大部甲一九七五番地

香川県選挙管理委員会告示第五十三号

表する。 の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による政治団体

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

れる政党の支部 一以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けら

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	氏代表	者名の	の 氏 名	任名者	主たる事務所の所在地	の所在	地
計業支部	松本	茂樹	田中	洋治	高松市松福町二	<u>一</u> 五	四四

_		
一 その他の政治団体	計業支部	政治団体の名称
	松本	氏代 表
	茂 樹	者名の
	田中	の会計
	洋治	計 責 任 名
	高松市松福町	主たる事

政治団体の名称	氏代表	表 者 名の	の 氏 名 計 責 任 者	名者	主たる事務所の所在地
安藤康次後援会	井之川清秀	清秀	吉田	Œ	観音寺市池之尻町一〇四五五
石村富繁後援会	横内	勇	横内	照文	三豊郡豊浜町箕浦甲一五七八
落合隆夫後援会	禁甲	敏多	落合恭仁子	仁子	二 綾歌郡国分寺町新居一五五四
たなか祥三後援会	三野東	野東洋士	甲中	靖 子	九三豊郡豊浜町大字和田甲一二三
たまき雄一郎後援会	弄	— 将	玉木	幸 恵	一さぬき市寒川町神前二九三三
美藤広後援会	高橋	孝	美藤	忠史	観音寺市柞田町乙一二三七
ふじ村勝己後援会	藤村	勝己	藤村	恭子	観音寺市出作町九一 八

		<u> </u>	į	<u> </u>	九	1	Í	7 	=
たまき雄一郎後援会	玉木	— 将	玉木	幸 恵	- さぬ *	市実	川町神	一さぬき市寒川町神前二九三三	=
美藤広後援会	高橋	孝一	美藤	忠史	観音	市権	田町フ	観音寺市柞田町乙一二二七	七
ふじ村勝己後援会	藤村	勝己	藤村	恭子	観音	市出	観音寺市出作町九) 八	, ,
香川県選挙管理委員会告示第五十四号	第五十	点号							
政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)	三年法	(律第)	兄十		ポ七条の	規定	による	政治団	第七条の規定による政治団体の届出
事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表	で 、同	法第七	条の	第一項	切り規定	足に基	ゔき、	次のと	おり公
する。									
平成十七年八月二十三日									
	香川	選挙等	理委	香川県選挙管理委員会委員長	長	竹	﨑	克	彦
一政党の支部									
政治団体の名称	異	異動事項		新	941			旧	
売政連支部・一点のでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ		の 氏 名	久保	保 基晴	HE		壽福	靖 男	
自由民主党香川町支部	所主のた	所の所在地 事務		五五六 一香川県香川町東下	町東で		野香二川五県	野二五香川町大字浅	大字浅
	の代	氏表名者	斉藤	藤	93		三好	正和	

民主党香川県第2区総支部	自由民主党花園支部		自由民主党高松東部支部
の代	所主	の会	所主
氏表	所の所在地 事務	の 氏 名計責任者	所の所在地 事務
名者	仕 争 地 務	名者	仕 争 地 務
玉木雄一郎	一四 高松市多賀町一 四	木太義治	二 高松市屋島西町七九
真鍋光広	三五 高松市多賀町一 一	平賀博文	九四高松市新田町甲二四

= その他の政治団体

全国LPガス政治連盟香川政治団体の名称	会計責任者 和 の 発動事項	会計 責任者 かかり おりまり かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく は	者称の「児」	浜 香 川	浜野 照也 新世界 新田田 一郎	岡 支日 崎 部本	元 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
県支部	の 氏 名	氏責任	名者	浜 野	照也	岡崎	允 映
福田清温後援会	の代	表	名者	石井	増夫	京	達人

香川県選挙管理委員会告示第五十五号

体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定による政治団

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長

竹

﨑

克

彦

その他の政治団体

政治団体の名称

川﨑等後援会

香川県選挙管理委員会告示第五十六号

いて、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法 (昭和二十 平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録につ

香

Ш

報

平成十七年八月二十三日

五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定め

平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 﨑 克

彦

被登録資格の決定の基準となる日

平成十七年八月二十九日

(ただし、年齢については、平成十七年九月十一日で算定する。)

= 登録の日

平成十七年八月二十九日

Ξ 縦覧期間

平成十七年八月三十日

海区漁業調整委員会規程

こに公布する。 香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程をこ

平成十七年八月二十三日

貿川海区漁業調整委員会会長

昭

高

香川海区漁業調整委員会規程第二号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程(昭和四十七年香川海区漁 香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

業調整委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号ホ中「漁場利用調整協議会」を「海面利用協議会」に改める。

第四条第一項及び第二項中「係長」を「主任」に改め、同条第六項中「係長」を「主任」

に、「担当」を「、担当」に改める。

同条第九号中「是正申出に対する」を「取扱いに関する苦情の」に改める。 第五条第七号及び第八号中「及び訂正請求」を「、訂正請求及び利用停止請求」に改め、

この規程は、公布の日から施行する。

(第九二六三号)

